

浜 情 委 第 1 8 号
令和5年11月22日

浜松市長 中野 祐介 様
(保健総務課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会
委員長 杉田 智樹

浜松市個人情報保護条例第43条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

令和4年9月12日付け浜健総第287号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「過去全ての栄養士・管理栄養士の免許申請に関する全ての書類」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第267号)

1 委員会の結論

浜松市長が請求された保有個人情報について、保存年数の経過により保有しておらず、浜松市情報公開条例（平成 13 年浜松市条例第 32 号。以下「公開条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する公文書に記録されているものでないことを理由に、全部不開示とした判断は妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 令和 4 年 8 月 15 日 審査請求人は、「過去全ての栄養士・管理栄養士の免許申請に関する全ての書類」の保有個人情報開示請求（以下、「本件請求」という。）をした。
- (2) 令和 4 年 8 月 25 日 実施機関は、過去に提出された免許申請における申請書を特定し、当該文書は保存年数経過により廃棄済みであるから不存在であるとして、保有個人情報不開示決定を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 令和 4 年 9 月 2 日 審査請求人は、本件処分を不服として、審査庁に対し、審査請求を行った。
- (4) 令和 4 年 9 月 12 日 審査庁は浜松市個人情報保護条例（平成 16 年浜松市条例第 28 号。以下「保護条例」という。）第 43 条第 1 項に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

令和 4 年 8 月 25 日（浜健浜第 223 号）浜松市長 鈴木康友「保有個人情報不開示決定通知書」の取り消し、訂正の決定を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 浜松市保健所浜北支所は、地域保健法上の保健所機能を持っていないのだから、主管課は浜松市健康福祉部「浜松市保健所」であって「浜松市保健所浜北支所」ではない。

イ 今回の請求の理由は、浜松市保健所が受付した申請手続きは書類不備だったのではないかという確認のためである。審査請求人が求めているのは、申請書の複写のみではなく、浜松市に保存している申請データも含まれる。

(3) 反論書での主張

期間内に反論書の提出はなかった。

4 実施機関の主張要旨

栄養士・管理栄養士免許の申請受付及び交付手続き業務については、栄養士法に基づき適正に実施している。

今回の免許申請に関する書類についても、浜松市文書規則に基づく期間まで適正に管理している。

(1) 文書の所管課について

栄養士・栄養管理士の免許申請に関する書類については、保健所ではなく保健所浜北支所で管理している。

また、仮に管理すべきが保健所だったとしても、いずれも浜松市長の事務を処理するために設置された組織であり、開示決定を行ったのは浜松市長のため、審査請求人の主張は受け入れられない。

(2) 申請書の保存について

今回の免許申請に関する情報についても、浜松市文書規則に基づく期間まで適正に管理している。

平成27年度の申請受付から3年間保管した上で、令和元年度に廃棄していることを文書廃棄目録から確認できている。よって当該申請書の原本を浜松市は保管していない。

(3) 請求書の内容を整理したデータについて

審査請求人は審査請求書にて請求書の内容を整理データ化した情報が含まれておらず保有個人情報の特定に誤りがあると主張しているが、開示請求書には「過去全ての栄養士・管理栄養士の免許申請に関する全ての書類」と記載されている。

書類と記載されている以上、申請書等の申請時に提出された紙書類を指していると解するのが相当であって、当該開示請求に浜松市が保有するシステムの受付データが含まれるとは読み取れない。よって、審査請求人の主張は受け入れられない。

以上のことから、保有個人情報不開示決定処分は、法令に基づき適正に文書管理した上での決定であるため、不服申し立てについて棄却の裁決を求めるものである。

5 委員会の判断

(1) 特定した保有個人情報について

本件審査請求に係る保有個人情報において、審査請求人は、「過去全ての栄養士・管理栄養士の免許申請に関する全ての書類」の開示を求めている。

実施機関は、過去に提出された栄養士・管理栄養士の免許申請における申請書及び添付書類を対象の保有個人情報として特定し、保存年数経過により文書不存在として不開示としている。

(2) 本件に係る法令の規定について

ア 保護条例第2条第4号について

保護条例第2条第4号では、保有個人情報とは実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公開条例第2条第2号に規定する公文書に記録されているものに限ると規定している。

イ 公開条例第2条第2号について

公開条例第2条第2号本文は、公文書について、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものと規定している。

(3) 主管課の妥当性について

審査請求人は、浜松市保健所浜北支所は地域保健法上の保健所機能を有していないのだから、保有個人情報不開示決定通知書に記載される主管課に誤りがある旨を主張しているが、決定通知書に記載される主管課とは当該保有個人情報が記載された公文書を管理している所属なのだから、地域保健法上の保健所機能を有しているか否かは問題ではなく、審査請求人の主張に意味はない。

(4) 実施機関が特定した保有個人情報の妥当性について

審査請求人は、「過去全ての栄養士・管理栄養士の免許申請に関する全ての書類」の開示を請求していることから、この保有個人情報がいかなるものかを検討する。

実施機関が弁明書で述べたとおり、一般的に免許申請に関する書類といえば、申請手続の際に提出された申請書及びその添付文書を指すものと解される。この点、実施機関の文書の特定に誤りは認められない。

一方で、審査請求人は、請求書の内容を整理データ化した情報が含まれておらず保有個人情報の特定に誤りがあると主張している。

請求書の内容を整理データ化した情報がいかなるものかについて、審査請求人の主張だけでは明確でなく、審査請求人の求める文書が判然としないが、審査請求人の主張が、栄養士関係の申請書等の受付記録等を指しているのであれば、実施機関の主張するとおり、請求書に「書類」と記載している以上、申請情報をデータ化したものが当該請求に含まれると実施機関が判断するのは困難である。

また、令和元年度に審査請求人が請求した保有個人情報開示請求の受付記録及び開示文書のデータを指しているのであれば、それは「栄養士の免許申請に関する全ての書類」と記載するのではなく、「令和元年度に提出した保有個人情報開示請求の記録」と記載すべきであって、本件請求書に記載された公文書の名称等から、実施機関が当該文書を特定するのは困難であるし、審査請求人が当該データの開示を求めるのであれば、上記のように当該データを特定して、再度開示請求をすれば足りることである。

(5) 不開示理由の妥当性について

当委員会の調査によれば、浜松市文書規則（平成13年浜松市規則第49号）第31条で文書の分類及び保存年数は、別に定める文書分類表によることとなっており、栄養士免許の申請書類については、保存年数を3年としている。

審査請求書に添付された資料によれば、審査請求人は平成28年3月1日に申請したとあるから、当該申請書の保存期限は平成30年度末までであるのだから、保存年数が経過したため保有していないとして、全部不開示決定をした決定理由にも誤りは認められない。

よって、請求された保有個人情報について、保存年数の経過により保有しておらず、公開条例第2条第2号に規定する公文書に記録されているものでないことを理由に、全部不開示とした判断は妥当である。

以上のことから、当委員会は「1 委員会の結論」のとおり判断する。

6 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年9月12日	諮問書を受理した。
令和5年1月5日	審査庁から弁明書を受理した。
2月2日	審査庁から反論書が、提出期限内に提出されなかった旨の報告を受けた。
10月10日	諮問の審査を行った。
11月17日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	杉田 智樹	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一朗	静岡大学情報学部 教授
委員	岡本 孝子	浜松市人権擁護委員連絡協議会
委員	木山 幹恵	常葉大学健康プロデュース学部 教授
委員	村井 秀行	浜松市自治会連合会理事

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順